静岡県中学校体育連盟競技加盟基準

平成27年2月20日制定 平成30年4月1日改正 令和2年4月1日改正 令和3年12月3日改正

1 目的

この基準は、静岡県中学校総合体育大会における競技の新規加盟について、必要な事項を定めるものとする。

2 加盟までの手順

- (1) 加盟に関する検討は、次の場合に行う。
 - ① 支部会長から要請があった場合
 - ② 関係団体(日本中学校体育連盟, 東海中学校体育連盟, 日本スポーツ協会, 静岡県スポーツ協会加盟の競技種目団体等)から要請があった場合
 - ③ 静岡県教育委員会から要請があった場合
 - ④ その他、会長が必要と判断した場合
- (2) (1)項の要望に対して、常任理事長会において、検討の要否及び加盟の要否について協議し、評議員・部長会で審議・決定する。
- (3) 加盟について要望するものは、検討に必要な以下の資料を用意するものとする。
 - ·加盟要望書
 - ・組織役員一覧表(所属団体一覧表を含む)
 - ·事業概要

(いずれも中学校教員が担当する組織,事業とする)

3 加盟の基準

- (1) 下記, 加盟要件を全て満たす競技は, 加盟を認める。
- (2) 下記,加盟要件の中で,満たさない要件が合う競技については,活動の状況や提出された資料により総合的に判断して,準加盟競技とする。準加盟競技の県大会実施に際しては後援し,大会開催を支援する。
 - ※事業経費の当連盟負担については、加盟競技のみとし、準加盟期間は、当該関係団体等で 負担するものとする。
- (3) 申請後,準加盟が認められた競技については,3年間の準加盟期間を経た後,再度,評議員· 部長会で審議し,正式加盟の可否を決定通知する。

4 加盟の要件

- (1) 日本スポーツ協会, 静岡県スポーツ協会に加盟団体として組織的な活動を実施している競技団体に属している競技。
- (2) 競技団体として、中学生年代の全国大会、東海大会、県大会が実施されている競技
- (3) 本連盟の支部大会が少なくとも7支部以上で開催されている競技。
- (4) 本連盟の加盟中学校の内、少なくとも28校以上で部として活動が実施されている競技。
- (5) 県大会開催に必要な専門部が組織されている競技。
- (6) 静岡県を統括する競技団体の同意が得られている競技。
- (7) 静岡県大会規模の大会が開催されており、経費が確保されている。また、組織と実績が認められている競技。

附則

- 1本基準は平成27年4月1日より施行する。
- 2本基準の変更は、平成30年4月1日より施行する。(関係団体名称変更に伴う改正)
- 3本基準の変更は、令和2年4月1日より施行する。(関係団体名称変更に伴う改正)
- 4本基準の変更は、令和3年12月3日より施行する。(加盟の要件変更に伴う改正)